

監査報告書

学校法人 子宝学園
理事長 中井 文哉殿

令和4年5月28日
学校法人 子宝学園

監事 中本 俊彦

監事 櫻本 宏之

私たちは、学校法人子宝学園の監事として私立学校法第37条第3項及び寄附行為第16条第1項に基づいて、当学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における会計報告書類（資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表並びに関係書類）及び理事の業務執行状況について監査をおこないました。監査の結果、私たちは上記の計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人子宝学園の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の運営状況を適正に表示しているものと認めました。また、理事の業務執行状況に関する不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する事実のないこと確認しました。

以上